

## 春日井市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等支給事業要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）による補装具費の支給の対象とならない軽度・中等度難聴児の保護者に対し、言語の獲得や学力の向上を支援するため補聴器の購入費等を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 市長は、市内に住所を有し、居住する18歳未満の者であって、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「難聴児」という。）が補聴器（補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。）に規定するもの（重度難聴用を除く。）をいう。以下同じ。）の購入又は修理（以下「購入等」という。）を必要とすると認めるときは、当該難聴児の保護者に対し、当該補聴器の購入等に要した費用（以下「購入費等」という。）を支給するものとする。

- (1) 法による補装具費の支給対象とならない聴力レベルの者のうち、両耳の聴力レベルが30デシベル以上であるもの又は医師（原則として身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する指定医又は法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関において聴覚障害に係る医療を主として担当する医師をいう。次号において同じ。）が装用の必要を認めたもの
- (2) 医師が、補聴器の装用により、言語の獲得や学力の向上等の効果が期待されると認めた者

2 前項の規定にかかわらず、第4条の規定による申請を前回の申請から告示に規定する耐用年数を超えないで行った者には補聴器の購入費等を支給しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

### (支給額)

第3条 補聴器の購入費等の支給額は、告示による補聴器の購入基準又は修理基準の例により算出した額（その額が現に当該補聴器の購入費等の額を超えるときは、当該補聴器の購入費等の額とし、1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下「基準額」という。）から別表の左欄に掲げる世帯に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を控除して得た額とする。

（支給の申請）

第4条 第2条第1項の規定による補聴器の購入費等の支給を受けようとする難聴児の保護者は、補聴器購入費等支給申請書（第1号様式）及び次に掲げる添付書類を市長に提出しなければならない。ただし、当該添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該添付書類を省略することができる。

(1) 補聴器購入費等支給についての意見書（第2号様式）

(2) 補聴器の購入等に係る見積書

(3) 世帯員の課税証明書

（支給決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否を決定し、補聴器購入費等支給決定通知書（第3号様式）又は補聴器購入費等支給却下通知書（第4号様式）により当該申請をした者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補聴器の購入費等の支給を決定したときは、当該決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）に対し、補聴器購入費等支給券兼代理受領委任状（第5号様式）を交付するものとする。

（補聴器の購入等）

第6条 支給決定者は、春日井市補装具費支給等要綱（平成18年10月1日施行）の規定により登録を受けた事業者（以下「補装具業者」という。）から補聴器の購入等をしなければならない。

2 支給決定者は、補聴器の購入等に当たっては、補聴器購入費等支給券兼代理

受領委任状を補装具業者に提出するものとする。

3 支給決定者が補装具業者から補聴器の購入等をしたときは、市長は、当該支給決定者が当該補装具業者に支払うべき当該補聴器の購入費等について、補聴器の購入費等として当該支給決定者に支給すべき額の限度において、当該支給決定者に代わり、当該補装具業者に支払うものとする。

4 前項の規定による支払があったときは、支給決定者に対し補聴器の購入費等の支給があったものとみなす。

5 第3項の規定により、補装具業者が支給決定者に代わって補聴器の購入費等の支払を受けるときは、当該補装具業者は、請求書に補聴器購入費等支給券兼代理受領委任状を添えて、市長に請求しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第7条 支給決定者は、当該補聴器を購入等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(他の事業による支給との調整)

第8条 補聴器の購入費等の支給は、他の事業に基づく支給であって補聴器の購入費等の支給に相当するものを受けるときは、その支給の限度において行わない。

(決定の取消及び支給額の返還)

第9条 市長は、支給決定者が偽りその他不正の手段により補聴器の購入費等の支給を受けたときは、当該者に対し、その補聴器の購入費等の支給の決定を取り消し、支給額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、補装具業者が偽りその他不正の行為により補聴器の購入費等の支払を受けたときは、当該補装具業者に対し、その支払った額を返還させることができる。

(調査)

第10条 市長は、この事業の実施に必要な限度において、難聴児、難聴児の保護者又は支給決定者に対して、補聴器の購入費等の支給の可否の決定のために必要

な事項について調査することができる。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、補装具業者若しくはその事業所の従業者又はこれらの者であったものに対し、報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求めることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月29日から施行し、令和元年10月1日から適用する。
- 2 改正後の春日井市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等支給事業要綱の規定は、令和元年10月1日以後の支給の申請に係るものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等支給事業要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等支給事業要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和7年4月1日以後に申請のあった補聴器の購入費等の支給について適用し、同日前に申請のあった補聴器の購入費等の支給については、なお従前の例による。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の規定は、令和8年4月1日以後に申請のあった補聴器の購入費等の支給について適用し、同日前に申請のあった補聴器の購入費等の支給については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等支給事業要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等支給事業要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

別表（第3条関係）

世帯区分	控除額
<p>第4条の規定による申請に係る難聴児及び当該難聴児と同一の世帯に属する者（以下「世帯構成員」という。）が当該申請があった月の属する年度（申請があった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）に該当する世帯又は世帯構成員が補聴器の申請があった月において被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう）若しくは要保護者（同条第2項に規定する要保護者をいう。）である者であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第65条の4で定めるものに該当する世帯</p>	<p>0円</p>
<p>上記以外の世帯</p>	<p>基準額に3分の1を乗じた額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）</p>

第1号様式（第4条関係）

補聴器購入費等支給申請書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

申請者 住所

氏名

春日井市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等支給事業要綱第4条の規定に基づき、次のとおり補聴器購入費等支給を申請します。

対象者	氏名		生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	住所			
	電話番号			
支給を受けたい 補聴器		修理する場合 の修理箇所		
購入等をする 業者				
備考				

この申請に関する審査に必要な範囲で世帯及び所得に関する公簿の閲覧を承諾します。

(氏名)

第2号様式（第4条関係）

補聴器購入費等支給についての意見書

氏 名		年 月 日生
難聴の原因となつた疾病名		発生年月日 年 月 日 最終診察日 年 月 日
経過及び現症	注：補聴器を必要とする理由が明確となるよう記載してください。  現在の聴力レベル 右 d B ・ 左 d B	
必要とする補聴器の種類	( ) 型補聴器	
※ ここからは、両耳装用を必要とする場合のみ記入		
両耳装用を必要とする場合	両耳装用を必要とする理由（片耳装用では、十分な効果が得られない理由）  両耳装用経験（有（年 月～年 月）・無） （自費 ・ その他）	
上記のとおり診断する。 年 月 日  医療機関名 診療担当科 医師名		

※ 該当するものを○で囲み、必要事項をご記入ください。

第 号  
年 月 日

様

春日井市長

補聴器購入費等支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました補聴器購入費等支給については、次のとおり決定しましたので通知します。

支給番号		支給決定年月日	年 月 日
対象者	氏名	生年月日	年 月 日
	住所		
購入等をする補聴器			
購入等をする業者			
基準額	支給決定者負担額	公費負担額	
円	円	円	

注意事項

- この決定は、春日井市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等支給事業要綱（平成29年4月1日施行。以下「要綱」という。）に基づくものです。
- 要綱の規定に違反した場合には、支給の決定を取り消し、支給額に相当する金額の全部又は一部を返還していただくことがあります。

第4号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

春日井市長

補聴器購入費等支給却下通知書

年 月 日付けで申請のありました補聴器購入費等の支給については、次の理由により却下します。

1 申請事項

2 却下の理由

第5号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

春日井市長

補聴器購入費等支給券兼代理受領委任状

支 給 番 号		支給決定年月日	年 月 日
対 象 者	氏 名	生 年 月 日	年 月 日
	住 所		
購入等をする 補 聴 器			
購入等をする 業 者			
基 準 額		支給決定者負担額	公費負担額
円		円	円
<p>この補聴器を確かに受領しました。 また、この補聴器購入費等の請求及び受領の権限を上記業者に委任します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>			